国民健康保険に加入している皆さんへ

交通事故などでけがをしたらご連絡を！

交通事故や傷害事件などで負傷したときの治療費は、原則加害者の負担になります。しかし、その賠償が遅れるときなどは、届け出をすることで一時的に国民健康保険で治療を受けることができます。

市では、過失の多少に関係なく、加害者に対し治療費の請求を行っています。事故などでけがをしたら、必ず市へ届け出をお願いします。

届け出をしないで国民健康保険証などを使用したときは、自己負担になる場合もありますので、必ず届け出をしてください。

また、医療機関から送付される診療報酬明細書を確認後、事故原因が第三者行為であることが判明したときは、後日、被保険者に連絡することがあります。

交通事故が発生したら…

■まずは落ち着いて

事故発生時はショックで冷静な判断を失うことがあります。深呼吸を心掛けましょう。

■相手の身元を確認

相手の氏名、住所、電話番号、車のナンバー、免許証、車検証などを確認しましょう。

■警察に連絡を

トラブルを防ぐために、些細な事故でも必ず警察に連絡をしましょう。

市が加害者に治療費を請求するときには、『**人身事故証明書**』が必要になります。けがをしたときは、警察に人身事故として処理をしてもらってください。

■市に届け出を

国保年金課窓口に保険証と印鑑を持参してください。治療を受けるときに必要な、『**国保診療許可書**』を発行します。

治療を受けるときは、この許可書と保険証を医療機関に提示してください。

■その他

▼国保診療許可書を発行するときに、市が立て替えている治療費を、加害者（加害者加入の保険会社など）に請求するときに必要な書類を渡します。必要事項を記入して、後日提出してください。

▼後期高齢者医療保険に加入している人も、交通事故・傷害事件などに遭ったときは市へ届け出てください。

こんなときは国保で治療が受けられません

▼勤務中や通勤途中での事故

労災保険の対象になります。

▼違法行為（飲酒運転や無免許運転）による事故

給付制限の対象になります。

▼示談を済ませてしまったとき

国民健康保険が使えなくなる場合があります。

示談をするときは、必ず事前に相談してください。

問い合わせ先

▼国民健康保険について
●国民年金課国保班
☎（93）4083

▼後期高齢者医療保険について
●国保年金課高齢者医療年金班
☎（93）4085

納めた国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するときに必要な『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が11月上旬に日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告をするときは、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、または領収証書が必要になります。申告をするまで大切に保管してください。

なお、次の項目に該当する人は翌年2月上旬に証明書が送付される予定です。

○年の途中から国民年金に加入した人

○10月1日以降に今年初めて保険料を納付した人

■家族の保険料も納付している人は

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。

家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した人の所得税などの控除対象になります。

年末調整などをするときは、自分と連帯して納付した人の社会保険料額の合計納付額と、双方の証明書を添付して申告をしてください。

問 日本年金機構
ナビダイヤル
☎0570（058）555
（月～金曜日の午前9時～午後7時）

適正な医療の受診を心掛けましょう

必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険税や窓口負担として皆さんに負担していただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局では、次のことに留意しましょう。

○休日や夜間に救急医療機関を受診するときは、**平日の時間内に受診できないか、考えてみましょう。**

○気になることがあったらすぐに相談できる**かかりつけの医師を持ちましょう。**

○**同じ病気で複数の医療機関の重複受診は控えましょう。**重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与える可能性があります。

○**薬をもらい過ぎないようにしましょう。**薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談してください。

○**後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用しましょう。**先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安く済みます。希望する場合は、医師や薬剤師に相談してください。

問い合わせ先

●国保年金課国保班
☎（93）4083

●国保年金課高齢者医療年金班
☎（93）4085

国保の所得申告を提出してください

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯の加入者の所得などの申告をしなければなりません。

市では課税の公平性の確保と平等な保険給付を図るため、申告が済んでいない人や給与支払報告書が提出されていない人などに「国民健康保険税申告書」を発送しています。

申告書は国民健康保険税の軽減措置や、高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと軽減措置などを受けることができなくなるので、申告書を受け取ったら必ず提出してください。

問 国保年金課国保税班
☎（93）4084

納め忘れのない便利な口座振替を推奨しています

国民健康保険税の口座振替の申込手続きをすると、納付に出かける必要がなく、翌年以降も自動的に継続されます。口座振替を利用するためには、事前に申込書の提出が必要です。口座振替申込書は、国保年金課・納税課窓口のほか、市内の金融機関にも備え付けてあります。

なお、世帯主が変わった場合は変更手続きが必要です。

問 国保年金課国保税班
☎（93）4084

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう、国民年金に上乗せして、自分で積み立てた保険料と運用益を含めて、将来年金として受給する制度です。

いつでも加入でき、脱退や再加入もできます。

■農業者年金の特徴

○加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。

○認定農業者で青色申告をしているなど、40歳未満で一定の要件を満たすときは、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

○保険料全額が所得税の社会保険料控除の対象になります。

■対象

年間60日以上農業に従事する20～59歳の国民年金第1号被保険者

※保険料納付免除者を除く

■保険料

月額　20,000円～67,000円

※1,000円単位で選択、途中増減も可能です。

■受給

65歳から生涯受給できます。

※加入者や受給者が、80歳になる前に亡くなったときは、80歳までに受け取ると仮定した現在価値相当額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

問 農業委員会事務局
☎（93）6494

ガスと暮らしの安心運動
ガス機器を安全に使用しましょう

9月1日～11月30日まで全国一斉に「ガスと暮らしの安心運動」を実施しています。

ガス事故撲滅を図るため、安心型ガス設備・機器の普及を促進し、またガス機器の安全使用についての周知活動を行っていきます。

ガス使用中はご注意を！

台所のガスコンロ、ガス小型湯沸かし器などの使用中は、必ず換気扇を回すか、窓を開けてください。

ガスストーブの使用中は、30分に1回、窓やドアを開け、換気をしましょう。

うっかりミスもしっかりガードする安全型ガス機器を！

万一でも、不完全燃焼防止装置付のガス湯沸かし器・ガスストーブなら、不完全燃焼を起こす前にガスをストップします。

天ぷら油火災と煮こぼれなどによるガスの流出防止には、温度調整機能・立ち消え安全装置付ガステーブルが安心です。

万一のガス漏れには、火災警報機能付都市ガス警報器を！

火災・ガス漏れ・不完全燃焼を検知し、1台3役の警報器が24時間監視します。

■主催　（社）日本ガス協会
（社）日本コミュニティガス協会

■後援　経済産業省

ガス臭いと感じたら、休日夜間を問わず連絡してください。※都市ガスに限ります。

問 千葉ガス㈱
ガス漏れ専用ダイヤル
☎043（483）2280